

陸上貨物運送業における 労働災害防止対策等について

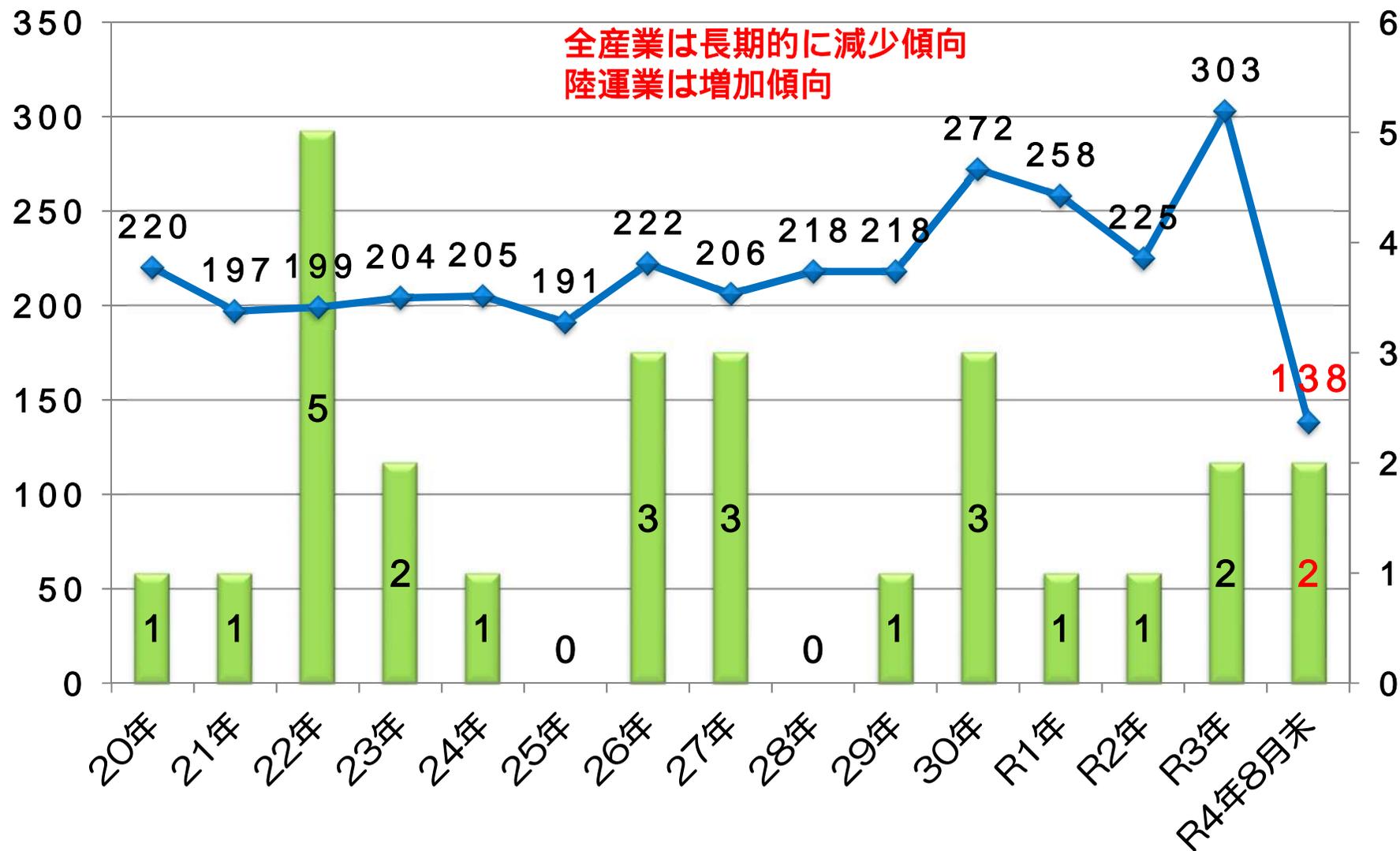
令和4年9月

仙台労働基準監督署



労働災害発生状況（陸運業・仙台署管内）

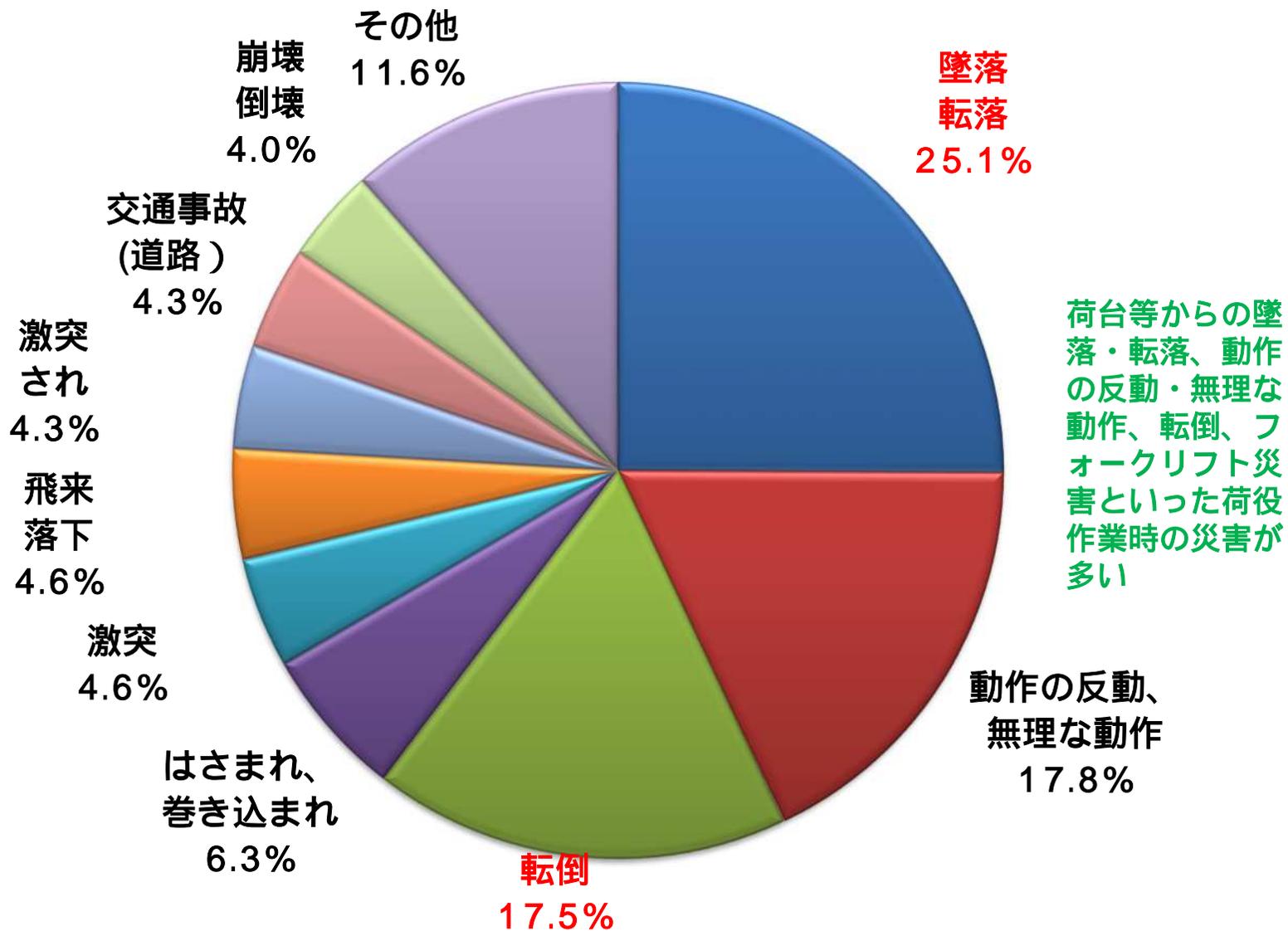
労働災害発生状況の推移





労働災害発生状況（陸運業・仙台署管内）

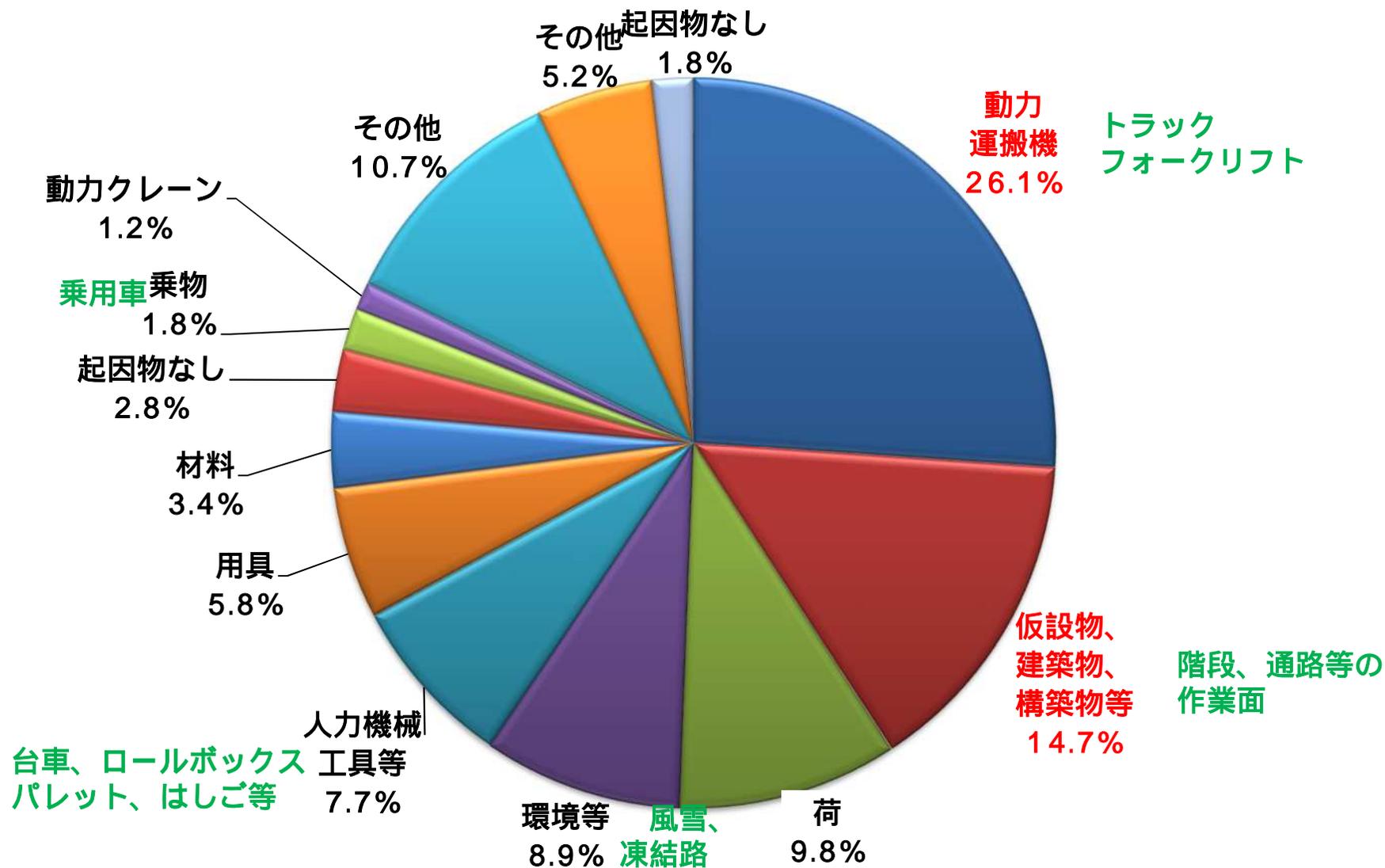
事故の型別の状況（R3年 303件の分析）





労働災害発生状況（陸運業・仙台署管内）

起因物別の状況（R3年 303件の分析）





災害事例（R3年5月）

【発生状況】

コンテナトレーラの運転手（被災者）が、配送先の労働者2名とフォークリフトで荷下ろし作業を行っていたところ、荷（太陽光パネルの架台の束、約3t）が崩れ、荷とコンテナの壁の間に挟まれた。

【発生原因】

- ・ 立ち入り禁止等の接触防止措置がとられていなかったこと
- ・ 作業計画を作成していなかったこと
- ・ 荷の積み方が安定していなかったこと

【発生状況】

トレーラー運転手が事業場駐車場において、低床セミトレーラにグリスを注入するためジャッキで持ち上げた車体下で作業を行っていたところ、ジャッキが外れて、車体と地面との間に胸部を挟まれた。

【発生原因】

- ・安全支柱の使用等、危険防止措置を講じていなかったこと
- ・作業手順書を作成していなかったこと
- ・危険作業について十分な教育が行われていなかったこと



労働災害事例（R4年3月）

【発生状況】

鉄筋（24t）を積載したトレーラー（最大積載量26t）を運転中、橋の手前のカーブ走行中に路面凍結によりスリップし、橋の欄干に衝突した。その後、キャビン部分のみ欄干を超えて橋上より落下、炎上した。

【発生原因】

- ・凍結路面によりスリップしたこと



労働災害発生状況（陸運業）

令和4年8月末の速報値

| | 令和3年 1月～12月 | | 1月～8月の発生状況 | | | | 前年との 増減比較 数（％） | |
|-------------|----------------|----|------------|----|-------|----|----------------------|--------|
| | | | 令和4年 | | 令和3年 | | | |
| | 死傷者数 | 死亡 | 死傷者数 | 死亡 | 死傷者数 | 死亡 | 数 | （％） |
| 全産業 | 1,847 | 9 | 1,387 | 5 | 1,062 | 4 | 325 | 30.6% |
| 陸上貨物 運送業 | 303 | 2 | 138 | 2 | 173 | 1 | -35 | -20.2% |
| 道路貨物 運送業 | 263 | 1 | 132 | 2 | 170 | 1 | -38 | -22.4% |
| 陸上貨物 取扱業 | 40 | 1 | 6 | 0 | 3 | 0 | 3 | 100.0% |

陸上貨物運送業は、道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業の合計



安全衛生管理体制の確立

荷役作業担当者の指名

安全管理者（50人以上）、安全衛生推進者（10人以上50人未満）等から荷役災害防止担当者を指名して、荷役作業の安全対策や荷主等との連絡調整等を行ってください。



安全衛生方針の表明

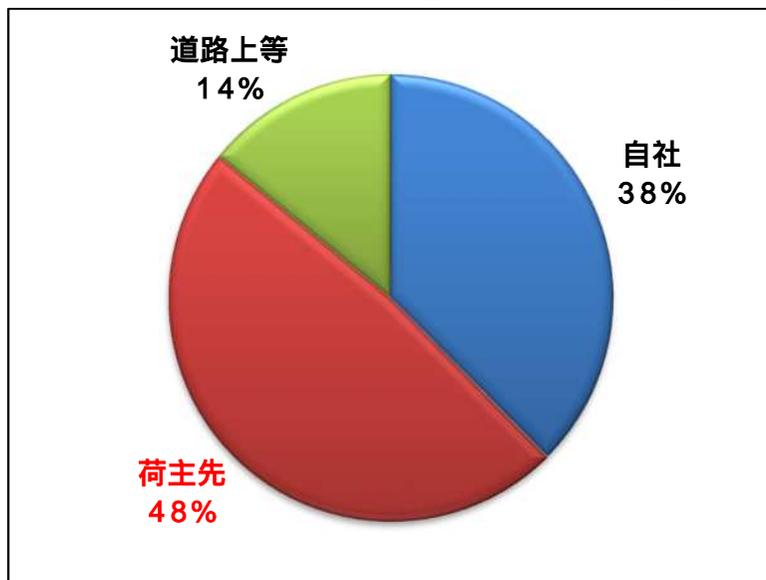
荷役作業の労働災害防止に組織的かつ継続的に取り組むため、「安全衛生方針の表明」「安全目標の設定」「安全衛生計画の作成」等に取り組んでください。

SafeworK向上宣言の様式を活用可能

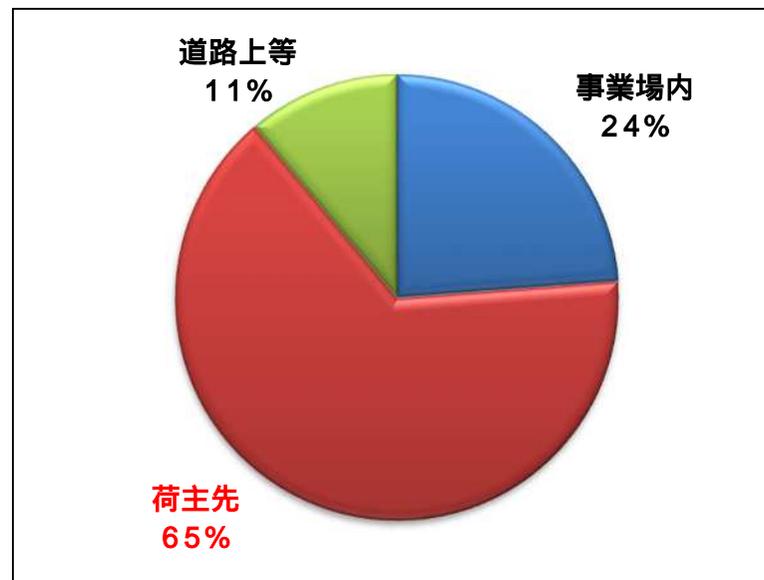
荷主等との安全衛生協議組織の設置

安全衛生委員会等で荷役作業に関して調査審議するとともに、**反復・定期的に荷の運搬を請け負う荷主等においては安全衛生協議組織を設置し、労働災害防止対策について協議してください。**

災害の発生場所（陸運業全体）



墜落転落災害に限ってみると・・・





荷役作業における 労働災害防止措置



荷役作業における労働災害防止措置

荷役作業の有無の事前確認

運送の都度、荷主等の事業場で荷役作業を行う必要があるか確認してください。



保護帽・安全靴の着用

作業内容に配慮した服装。保護帽、安全靴を着用させてください。

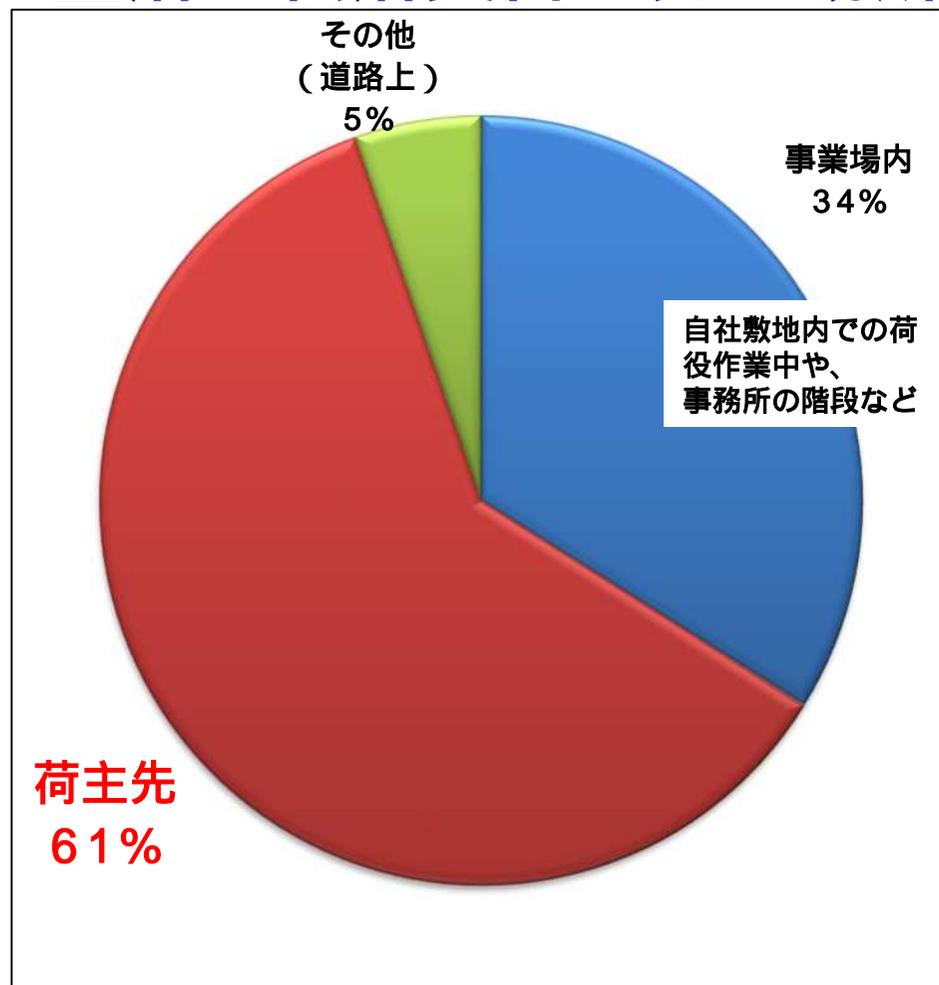
自社内の荷役場所を安全に作業が行えるよう改善

荷役作業場所の作業環境確認、環境改善
その他

労働者が荷主先で不安全な荷役作業を求められた場合、荷主等に改善を要請してください。

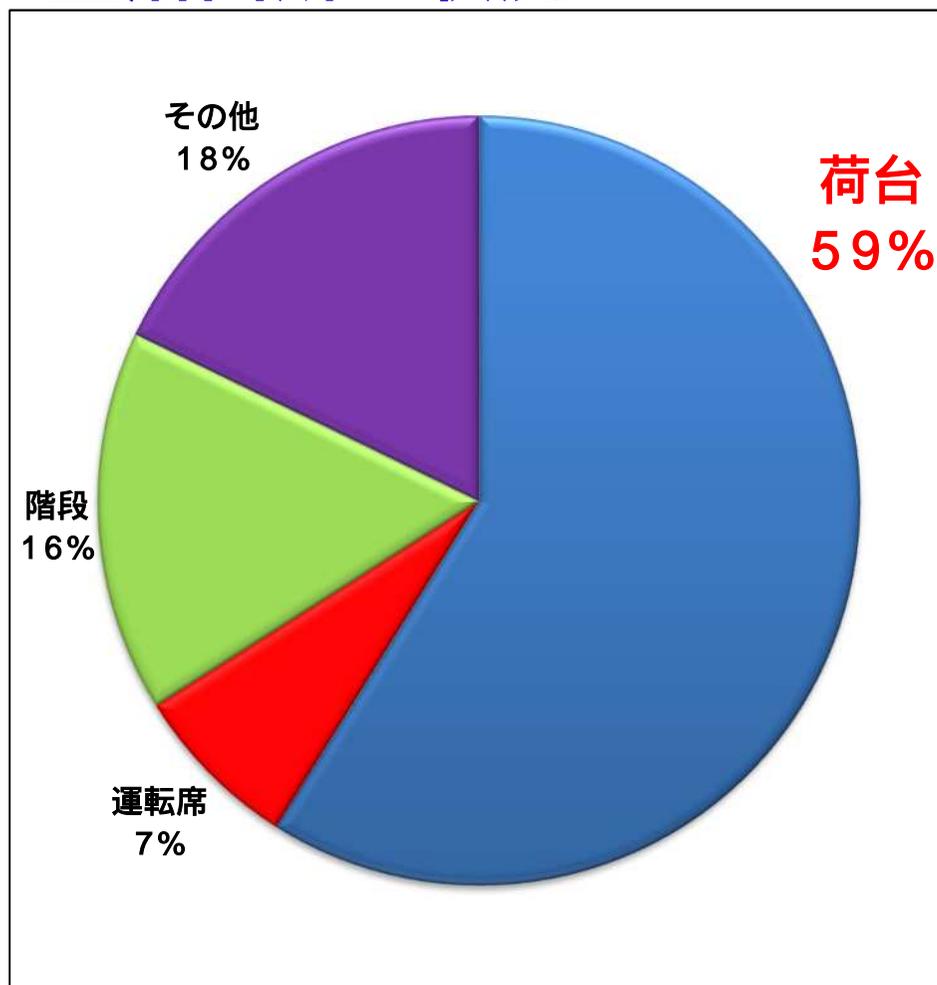
荷役作業中の災害（墜落・転落）

墜落・転落災害の発生場所



墜落・転落災害の発生場所は、61%が荷主先での作業中に発生している。

墜落箇所状況



墜落・転落災害の約6割が、トラック荷台から墜落となっている。



荷主先が実施している墜落防止対策の事例

トラック上での荷役作業時の安全帯取付設備





墜落・転落災害防止対策



墜落・転落災害防止対策

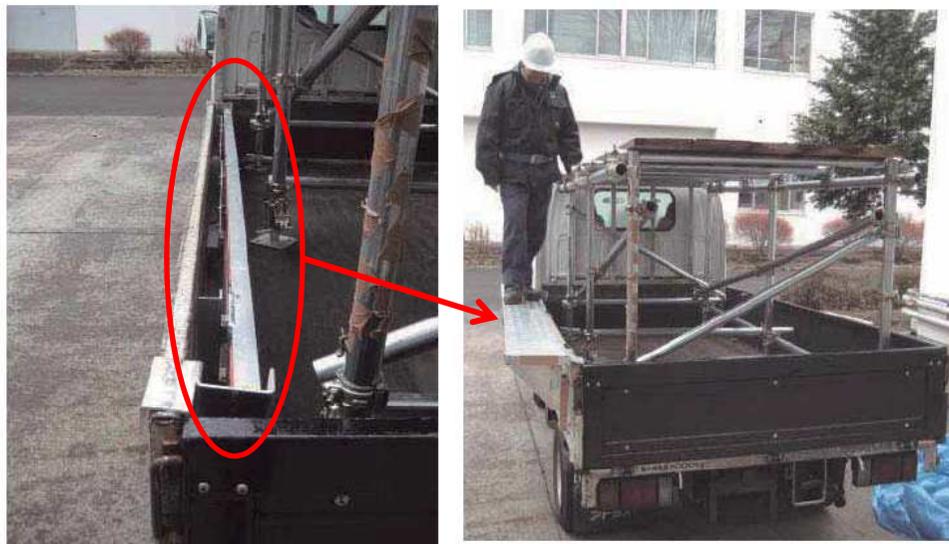
荷役作業を行う労働者に徹底させましょう！

- 作業開始前に作業場所周辺の床・地面の凹凸の確認、整理・整頓を行う。
- 不安定な荷の上ではできる限り移動しない。
- 荷締め、ラッピング等の作業は荷や荷台上では行わずできる限り地上で行う。
- 保護具（ヘルメット、安全帯）の着用。

墜落防止施設・設備を使用しましょう！

荷台の上で作業を行う場合は、できる限りあおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットホームを使用してください。

あおりに簡易作業床を設置した例



安全帯取付設備を設置した例



貨物自動車の荷台への昇降設備の使用

最大積載荷重5トン以上の貨物自動車に荷の積卸し作業をする場合には、昇降設備の使用が義務づけられています。（安衛則151条の67）

昇降設備の設置例



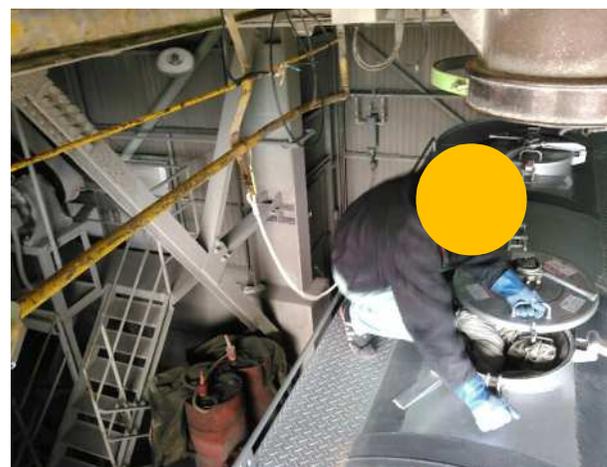
施設・設備への安全帯取付設備の設置

タンクローリーへの給油作業のようなタンク上部に登って行う作業や荷台に積み上げた荷の上での作業等での墜落・転落災害を防止するため、できる限り**施設・設備側に安全帯取付設備**（親綱、フック等）**を設置**してください。

安全帯取付設備の例



作業の様子





フォークリフトによる 労働災害防止対策



フォークリフトによる労働災害防止対策

フォークリフトの運転資格の確認

最大荷重 1 トン未満・・・特別教育

最大荷重 1 トン以上・・・技能講習

定期自主検査の実施

年次点検（特定自主検査）、月次点検、作業開始前点検を確実に実施してください。





フォークリフトによる労働災害防止対策

作業指揮者の配置

労働者が複数で荷役作業を行う場合は、作業指揮者を配置してください。

フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者の遵守事項

- ・フォークリフトの用途外使用をしない
- ・荷崩れ防止措置を行う
- ・急停止、急旋回を行わない
- ・荷役作業場の制限速度を遵守する
- ・バック走行時には、後方確認を徹底する





フォークリフトによる労働災害防止対策

フォークリフト使用ルールの設定と周知

死角部分へミラー等設置

フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分

ミラー設置例



安全通路の区分例





ロールボックスパレット等 による労働災害防止対策



ロールボックスパレットによる労働災害防止対策

移動経路の整理整頓

ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保してください。

床・地面の凹凸や傾斜をなくす

ロールボックスパレット等のキャスターが引っ掛かって転倒することを防止してください。





安全教育の実施

荷役作業は、運送の都度、荷の種類、積卸しのための施設・設備等が異なる場合が多く、施設・設備面の改善による安全化を図りにくい。

荷役作業は、荷主先等において、単独又は荷主等の労働者と共同で作業が行われることがあり、自社からの直接的な指示・支援を受けにくい。

労働者の**危険感受性を高め**、安全最優先の作業に取り組むよう**安全教育の実施が重要**である。

安全教育の内容

- ・ 荷役運搬作業における積卸し作業（ロープ掛け、ロープ解きの作業及びシート掛け、シート外しの作業を含む。）の知識
- ・ 使用器具及び工具
- ・ 作業箇所の安全確認
- ・ 服装及び保護具
- ・ 荷主等の事業場の構内における留意事項
- ・ 災害事例（厚生労働省HP：職場のあんぜんサイト等）を用いてKYKを行う

転倒災害について

令和3年の休業4日以上の労働災害を「事故の型別」で見ると、転倒災害が最も多く、**全労働災害の約3割**を占めている。

仙台労働基準監督署管内における令和2年12月～令和3年3月の期間に、**238件の転倒災害**が発生しており、うち**126件が積雪・凍結を原因とする災害**。



転倒災害リーフ

リーフレット掲載

仙台労働基準監督署ホームページ

検索

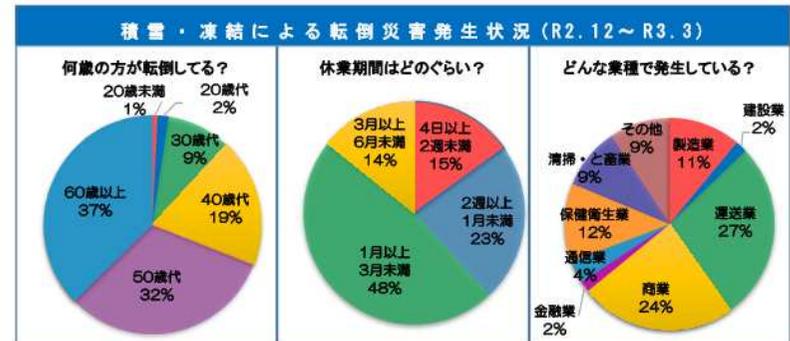
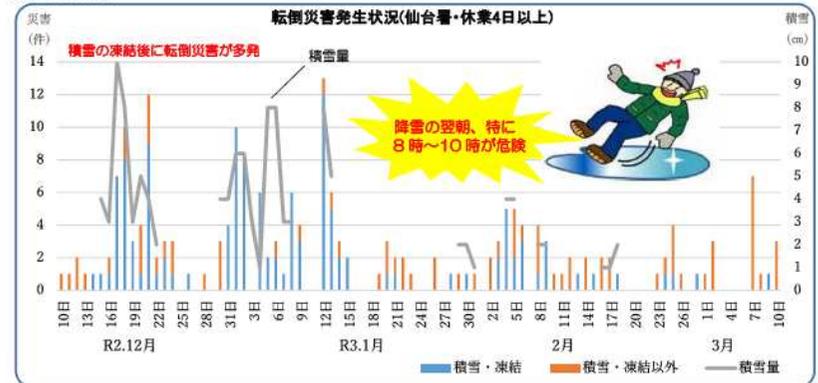
事業主の皆さまへ

積雪・凍結による転倒災害を減らしましょう！

休業4日以上の労働災害を事故の型（どの様な型で災害が起こったか）別に分類すると、**転倒災害**が最も多く（全労働災害の約3割を占める）、特に冬期には、**積雪・凍結を原因とする転倒災害が多発**する傾向にあります。

仙台労働基準監督署管内では令和2年12月～令和3年3月の期間に238件の転倒災害が発生し、内126件が積雪・凍結を原因とする災害でした。積雪・凍結による転倒災害の分析結果は下図のとおりです。

冬期間の積雪・凍結による転倒災害の防止対策について、裏面に留意の上、万全の取り組みをお願いします。



2月は転倒災害防止の重点取組期間です！



仙台労働基準監督署



陸運業における転倒災害事例をみると

- ◆ 荷台とプラットホームの段差に躓いた・・・
- ◆ 荷降ろし中、パレットに躓いた・・・
- ◆ 会社敷地内の段差で躓いた・・・
- ◆ 駐車場の凍結箇所で滑った・・・



↓

整理整頓の徹底、段差の解消、転倒危険箇所の「見える化」等により転倒災害防止を図りましょう。

STOP! 転倒災害プロジェクト

全産業における労働災害の約4分の1を占める転倒災害を防止するため、業種横断的な取組として推進している。

厚生労働省
職場の安全を応援する情報発信サイト/
職場のあんぜんサイト

HOME お問合せ サイトマップ 検索

労働災害統計 労働災害事例 各種教材・ツール 化学物質

ホーム > STOP! 転倒災害プロジェクト

STOP! 転倒災害プロジェクト

転倒災害について > 転倒災害対策について > 転倒災害対策好事例 [あんぜんプロジェクトページ] >

厚生労働省と労働災害防止団体は、休業4日以上死傷災害で最も件数が多い「転倒災害」を減少させるため、「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。
このサイトには、転倒災害の防止に関連する様々な情報を掲載しております。皆さまの職場での転倒災害防止対策の推進に、ぜひお役立てください。

「STOP! 転倒災害プロジェクト」実施要綱 詳しくはこちら >

リーフレット 詳しくはこちら >

チェックリスト 詳しくはこちら >

お知らせ

| 更新履歴 | |
|------------|-----------------|
| 2021年2月10日 | チェックリストを掲載しました。 |
| 2021年2月10日 | リーフレットを更新しました。 |

労働災害防止団体の取組

[中央労働災害防止協会] STOP! 転倒災害プロジェクト 詳しくはこちら >

[建設業労働災害防止協会] 作成ポスター 詳しくはこちら >

職場のあんぜんサイト→→→
(ストップ転倒災害のページ)





その他の厚生労働省における取組（参考情報）

転倒予防、腰痛予防の取組として、ホームページにおいて啓発動画、啓発資料を公開しています。

安全衛生教育時の教材としても御活用を。

厚労省ホームページ→→→
(転倒予防・腰痛予防の取組)



厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▼ お問い合わせ窓口 ▼ よくある御質問

Google カスタム検索

ホーム

テーマ別に探す 報道・広報 政策について 厚生労働省について 統計情報・白書

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 安全・衛生 > 転倒予防・腰痛予防の取組

転倒予防・腰痛予防の取組

「スベッチャダメよ！ 転倒予防 ムチャシチャダメよ！ 腰痛予防」のキャンペーンを実施中！
 こちらのキャンペーンでは、西川きよしがリーダーとなって、マチカルラプリー、アインシュタイン、男性ブランコ、ぼる塾といった人気芸人が、転倒・腰痛予防の方法を分かりやすく紹介しています。

啓発動画 タイジエクト動画（上記画像をクリックすると厚生労働省公式YouTubeチャンネルに移動します。）

腰痛に関する情報はこちらもチェック！
[腰痛予防対策](#)

啓発動画・ポスター・リーフレット

スポーツ庁 室伏長官からのメッセージ

健康診断について

